

答 申 書

第 1 松山市文書法制審議会の結論

松山市教育長が令和 5 年 1 2 月 2 6 日に 5 松（教学）第 1 1 8 8 号
でした行政情報の一部を公開する決定は、妥当である。

第 2 審査請求の経緯

1 本件公開請求

審査請求人は、令和 5 年 1 1 月 1 7 日、松山市教育長（以下「処分
庁」という。）に対し、松山市情報公開条例（平成 1 2 年松山市条例
第 6 1 号。以下「情報公開条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基
づき、行政情報の公開を請求した。

2 本件処分

処分庁は、令和 5 年 1 2 月 2 6 日、審査請求人に対し、情報公開条
例第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、本件公開請求に係る行政情報の一
部を公開する決定をした。

3 本件審査請求

審査請求人は、令和 6 年 2 月 6 日、審査庁に対し、行政不服審査法
（平成 2 6 年法律第 8 6 号）第 2 条に基づき、本件処分のうち第 3 の
本件審査請求に係る行政情報を非公開とした処分（以下「本件非公開
処分」という。）を不服として本件審査請求をした。

4 松山市文書法制審議会への諮問

審査庁は、令和 6 年 8 月 1 9 日、本件審査請求を情報公開条例第 2
0 条第 1 項の規定に基づき当文書法制審議会に諮問し、当審議会の情
報公開分科会は松山市文書法制審議会条例（平成 2 8 年松山市条例第
7 号）第 6 条第 1 項第 1 号の規定により本件審査請求を調査審議する
こととした。

第 3 本件審査請求に係る行政情報

審査請求人が本件公開請求で処分庁に公開を求めた行政情報のうち、本件審査請求の対象とした行政情報は、「〇〇〇〇年〇月〇日に松山市教育委員会又は松山市立〇〇小学校が〇〇ホテルの会議室を借り上げた際の支出負担行為書、支出決議書及び伺書類一切」である。

第4 本件非公開処分の内容・理由

処分庁は、前記第3の本件審査請求に係る行政情報を作成したことがなく現に保有していなかったことからこれを不存在とし、非公開とする決定をした。

第5 審査請求人の主張の要旨

審査請求書等によれば、審査請求人の主張は次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨 本件非公開処分の取消し及び本件審査請求に係る行政情報の全部を公開する旨の裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 〇〇小学校で〇〇〇〇年〇月〇日に発生した審査請求人の長男に対する体罰事件の報告を同小学校及び松山市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）に要請したところ、同小学校が〇〇ホテルの会議室を報告会場に指定し、〇〇〇〇年〇月〇日に校長、教頭及び書記役の教師2名が出席して学校としての調査結果の報告が行われた。

体罰の経緯についての報告会の用途で民間の有料施設を借り上げる際には、会場の適格性（参加人数を無理なく収容でき、個人情報適切に取り扱える遮音性等がある）や費用の妥当性を考慮して会場を決定したと考えられるから、その意思決定の伺い文書や証拠書類があるはずである。また、会場借上料に係る支出負担行為及び決議書があるのは当然である。

イ 体罰に関する調査及び事務は学校や市教育委員会の組織的な対応が求められているから、組織として実施された今回の報告会

の会場借上料は組織として支出するべきで、校長の個人的な資産から支出するように規定する法令や規則等はない。校長が私費で立替払をすることは、地方自治法第232条の3及び地方公務員法第32条に違反する。

市教育委員会は、市立小学校の予算を所管し学校に対する指揮監督義務があるが、校長から私費での立替えの事実を聴取した後も懲戒手続をしていないことから公務への私費の充当を組織として承諾した経緯や法的に適正な事務であると担保する公的な書類が別にあると考えられるため、これらの書類を公開するべきである。

ウ 処分庁は非公開の理由を公費支出がないため行政情報が不存在としているが、法令や規則に反して行った行為の結果生じた事実をそのまま非公開理由とすることは不適當である。情報公開条例が規定する非公開事由のどれに該当するのか、その根拠とともに審査請求人が了知し得るものでなければならない。

エ 処分庁は、校長が私費で支出したことを裏付ける領収書等の確認をせず、本件公開請求に係る行政情報を十分に探索したのかどうか疑わしいから、校長の私費での立替えの実態及び市教育委員会の不作為の経過を明らかにし、当該行政情報がなぜ不存在なのか事実を究明して、本件公開請求に対する処分を決定するべきである。

第6 処分庁の主張の要旨

弁明書によれば、処分庁の主張は次のとおりである。

- (1) 弁明の趣旨 本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。
- (2) 弁明の理由 ○○○○年○月○日に使用された○○ホテルの会議室は、当時の○○小学校校長が個人で場所を選定してその会場借上料を支払ったものであって、市教育委員会及び○○小学校は本件公

開請求に係る行政情報を作成せず現にこれを保有していないから、公開することができない。よって、本件処分に何ら違法又は不当な点はない。

第7 審議の経過

当審議会の処理経過は、次の表のとおりである。

年 月 日	経 過
令和6年8月19日	諮問書の受理
令和6年10月8日	第1回審議
令和6年11月20日	第2回審議

第8 当審議会の判断

1 本件非公開処分の内容

本件非公開処分は、処分庁が、本件審査請求に係る行政情報を保有していないことを理由に非公開とする決定をしたものである。

2 本件審査請求の争点

前記第5の審査請求人の主張及び第6の処分庁の主張によれば、本件審査請求の争点は、処分庁が民間ホテルの会議室借上料の支出に係る書類を公費を支出していないため不存在であるとして非公開とした決定が妥当かどうか、である。

3 争点についての判断

審査請求人は、会議室借上料は公費で支払われ、処分庁は本件審査請求に係る行政情報を保有しているはずであると主張するので、この点について判断する。

(1) 当審議会の情報公開分科会は、処分庁が本件審査請求に係る行政情報を保有しているかどうかを確認するため、令和6年10月8日に委員3名が処分庁に対して次の調査を実施した。

ア 市教育委員会が支出等を行う際に使用するシステムから出力した処分庁担当課の〇〇〇〇年度の支出一覧表を基に、庶務的な

用途に支出される一般事務費の「使用料及び賃借料」及び「負担金補助及び交付金」の支払一覧表を検分し、会場借上料や校長を含めた〇〇小学校への支出がないことを確認した。

イ 処分庁担当課に〇〇〇〇年度の支払に係る簿冊を審議会場に持参させて、当該簿冊の上記アに係る書類を検分し、市教育委員会からの会場借上料の支払に関する書類、校長を含めた〇〇小学校への支払の書類のほか伺いなどの関連書類が何らないことを確認した。

ウ 市立小学校には個別の予算がなく、市立小学校に係る支出は処分庁が統括して予算執行をしているため、〇〇小学校が個別に会場借上料を支払うことはできないことを処分庁からの聞取りにより確認した。

(2) 上記(1)の調査の結果によれば、処分庁は会場借上料に係る公費を支出していないから、そのための支出負担行為書、支出決議書等は存在しないことが認められ、また、〇〇小学校が会場借上料を支払うことはできないから、同小学校にその支払のための支出負担行為書、支出決議書等は存在しない、との処分庁の説明に格別不合理・不自然な点はなかった。

4 その他

なお、審査請求人は処分の理由が不相当であると主張する(第5ウ)ので、念のためこの点について判断する。

情報公開条例第11条第3項は、行政情報の全部又は一部を公開しないときはその理由を示さなければならないとし、さらに行政手続条例(平成8年松山市条例第34号)第8条第1項は、許認可等を拒否する処分をする場合には申請者に対し当該処分の理由を示さなければならないとし、その理由の内容はいかなる事実関係についていかなる法規を適用して当該処分を行ったかを申請者においてその記載自

体から了知し得る程度に記載するように求めているものと解される
ところ、処分庁は本件非公開処分で文書が存在しない理由として公費
支出がない旨を記載しており、文書不存在の理由については最小限明
記されているといえる。

このことからすれば、本件非公開処分の理由として、その記載自体
から審査請求人が了知し得る程度に記載されているということがで
きる。

5 結論

以上のことから、処分庁が本件審査請求に係る行政情報を保有せず
不存在として非公開とした決定は、妥当である。

また、本件審査請求に係る行政情報以外の本件公開請求に係る処分
については、不服を申し立てていない。

よって、第1 松山市文書法制審議会の結論のとおり答申する。

令和6年11月26日

松山市文書法制審議会情報公開分科会

委員 光 信 一 宏

同 甲 斐 朋 香

同 高 橋 直 子